

令和7年度 大津市歯科保健推進協議会 議事要旨

会議名称:令和7年度大津市歯科保健推進協議会

開催日時:令和7年9月25日(木)14時~15時

場 所:明日都浜大津2階 健康づくり会議室

出席者:(委員)6名 (事務局)9名

欠席者:(委員)1名

傍聴者:なし

【報告事項】

(1) 母子保健課より

- ・乳幼児健診事業について
- ・障害者(児)歯科保健事業について
- ・地域歯科保健推進研修会について

(2) 健康推進課より

- ・歯周病検診事業について
- ・特定健診結果お返し会での歯科保健指導について
- ・歯科保健啓発事業について
- ・フッ化物洗口事業について

(3) 長寿福祉課より

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について
- ・フレイル予防事業について

【議事概要】

(1) 母子保健課より

事務局: 乳幼児健診事業についてご報告いたします。

乳児健診において歯科保健指導を実施し、幼児健診において歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。

令和6年度の実施結果について、10 か月児健診の受診率が100%を超えていますが、これは前年度受診できなかった方が令和6年度に受診されたためです。

また、令和6年度からフッ化物塗布に係る手数料 400 円を無料化したことにより、各健診において、9割以上の方にフッ化物塗布を実施することができました。

次に、う蝕罹患率及び4本以上う蝕を有する者の割合についてですが、グラフ全体では減少傾向、あるいは横ばいで推移しています。この結果から、早期からの歯科保健指導や歯科健診、フッ化物塗布によりう蝕予防意識の向上に繋がっていると考えます。今年度につきましても、引き続き、歯科保健の推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、障害者（児）歯科保健事業についてご報告いたします。

まず、障害児巡回歯科保健指導についてですが、この事業は、市内3療育施設を訪問し、年3回に分けて、歯科保健指導や歯科健診、保護者向けの歯科講話を実施しています。

令和6年度の実施状況についてですが、全体の受診率は、歯科健診及び歯科保健指導ともに、8割後半から9割となっています。

次に、う蝕罹患率の推移及び4本以上のう蝕を有する者の割合についてですが、年度ごとに対象者が変わるため、結果にばらつきはありますが、2歳6か月児健診と比較しますと、療育通園児の方が高い傾向にあります。

また、かかりつけ歯科保有率も5割を下回っていることから、今後も歯科保健指導において、かかりつけ歯科を持つことの重要性について伝えていきたいと考えております。

次に、保護者向け歯科講話の結果についてですが、昨年度は 44 名の方にご参加いただきました。おやつやジュースの摂り方について等、家庭で実践できるような内容を話したところ、保護者からの反応も大変良かったです。今後も、保護者の行動変容に繋がるような内容を考え実施していきたいと思っております。

令和7年度の実施状況についてですが、6月から7月にかけて、1回目の歯科保健指導を実施しました。9月以降の歯科保健指導、歯科健診、歯科講話においても、予定通り実施をしていきます。子どもの特性から、仕上げ磨きや歯科受診に悩んでいる保護者が多いため、今後も一人一人の主訴に丁寧に対応していきたいと思っております。

次に、障害児受診支援のための歯科医院リストの作成についてですが、障害児が地域の歯科医院を安心して受診できるよう、大津市歯科医師会と連携し、歯科医院リストを作成の上、市内療育施設や養護学校等に周知をしているものです。登録医療機関については、令和6年度は 48 医療機関、令和7年度は 46 医療機関となっております。

次に、障害者（児）歯科研修会についてですが、障害者（児）歯科保健の推進に向け、歯科医療従事者を対象として、年に1回開催しております。令和6年度は、「地域の歯科医院が行う障害児者歯科診療」をテーマに、46 名の方にご参加いただきました。今年度は、「1次診療での障害者歯科診療～私の行っている障害者歯科～」をテーマに実施予定です。

続きまして、地域歯科保健推進研修会についてご報告いたします。

歯科保健に必要な知識を普及啓発するため、市民を対象に年1回開催しています。令和6年度は、「子どものむし歯予防・保護者の歯周病予防」をテーマに実施し、41 名の方にご参加いただきました。

令和7年度については、9月 10 日に同テーマで実施し、32 名の方にご参加いただきました。

母子保健課からの報告は以上です。

会 長： 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

委 員： （意見なし）

(2) 健康推進課より

事務局： 歯周病検診事業についてご報告させていただきます。

検診をきっかけに、かかりつけ歯科を持ち、生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周病の予防、早期発見、早期治療を推進し、口腔保健意識の向上を図ることを目的に実施をしております。受診状況につきまして、令和6年度は受診人数の合計が1,426人。受診率が8.1%であり、受診人数及び受診率ともに年々増加傾向にあります。

また、妊婦については、令和5年度より自己負担金を無料化したことで、令和5年度、それから令和6年度においては、特に受診人数の増加の伸びが大きくなっております。

次に、令和6年度の受診結果についてですが、各区分とも約6割の方が要精密検査という結果になっております。加えて、要精密検査となった方の内訳として、半数以上の方が、歯周ポケット4ミリ～5ミリ、または歯周ポケット6ミリ以上となっております。

次に、令和7年度の実施状況についてですが、若年からの歯周病予防のさらなる推進ため、今年度より対象者に25歳を追加実施をしているところです。25歳の自己負担金については無料としております。令和7年4月から7月までの受診状況については、604人となっており、25歳が追加されたことを受け、合計の受診人数も増加しています。

続きまして、特定健康診査結果お返し会での歯科保健指導についてご報告いたします。

歯・口腔の健康保持・増進が全身の健康状態に影響することから、就労世代に対し、歯周病リスク検査を実施し、歯周病と全身疾患との関連性や、セルフケア及び定期歯科検診の重要性について周知啓発を行い、歯科口腔保健の意識の向上等を図るために実施をしています。

令和6年度の実施状況についてですが、昨年度は、厚生労働省が実施する実証事業「就労世代の歯科健康診査推進事業」に参加をしました。対象者は、大津市国民健康保険被保険者で集団特定健康診査の結果お返し会に参加された方で、年齢が40歳から74歳までの方です。実施内容については、唾液検査用試験紙を用いて、歯周病リスク検査を行い、その結果を踏まえて歯科保健指導を実施しました。実施期間については、令和6年9月から12月のうち、計10日間です。実施人数については、集団特定健康診査結果お返し会参加者447名のうち、290名に歯科

保健指導を実施しました。

次に実施結果についてですが、参加者の性別は女性が約6割でした。参加者の年齢構成は、60歳代が最も多く、次いで70歳代の方が多いという結果でした。歯周病リスク検査結果の内訳は低リスク 39%、中リスク 58%、高リスク3%でした。そして、検査の結果、高リスクであった参加者のうち、事後アンケートに回答した 80%以上の方が、実施後に「歯科医療機関を受診した」または「受診するつもり」との回答がありました。

また、セルフケアの実施状況を事前・事後でアンケート調査したところ、歯間ブラシ・フロスの使用が 68.3%から 82.7%に上昇していました。さらに、何も実施していないという割合は 19.3%から 9.4%に低下をしました。

実証事業を通しての成果として、歯周病リスク検査の結果を踏まえ、歯科保健指導を個別に実施をしたことで、セルフケアへの意識づけとなり、行動変容が見られました。そして、参加者の中には、定期的に歯科受診はしているものの、セルフケアの関心が低い方や、口腔ケア用品の使用方法について十分理解をされていない方もおられたため、対面で行う歯科保健指導は効果的であると考えています。

次に既存事業との同時実施の利点については、参加者の利便性を高め、参加率の向上が期待できます。そして、歯科疾患に関連ある事業と併せて実施をすることで、より一層の啓発効果が期待できます。

令和7年度の実施状況については、昨年度の実証事業の成果を踏まえ、集団特定健康診査結果お返し会全日程で、歯周病リスク検査及び歯科保健指導を実施します。対象者及び実施内容につきましては、昨年度と同様になります。実施期間としては、令和7年9月から令和8年2月の間に実施をしていきます。

続きまして、歯科健康教育についてご報告いたします。

子育て教室や自治会、高齢者サロン等、地域からの依頼により歯科衛生士が実施をしています。実施状況については、コロナ以降なかなか参加人数が増えなかったため、令和6年度に歯科健康教育のチラシを作成し、市ホームページへの掲載及び各すこやか相談所への周知を行ったところ、依頼件数が増加しました。

また、母子を対象とした内容においては、子どものむし歯予防だけでなく、保護者に向けた歯周病予防に関する話も組み込むなど、内容を工夫して実施をしています。

続きまして、フッ化物洗口事業についてご報告いたします。

こちらは、学校教育課及び幼保支援課からそれぞれの取り組みについて確認しておりますので、取りまとめたものを報告させていただきます。

まず、フッ化物洗口は、むし歯予防に効果的で安全かつ簡単に実施できるうえ、地域の子どもたち全体を対象として実施することで、むし歯重症児を未然に防ぐことが可能なむし歯予防法です。このことから、子どもたちの歯・口腔の健康づくりの

推進に向け、幼児期から学齢期におけるフッ化物洗口を実施していくものです。

まず、小学校での実施状況についてですが、令和6年度は、石山小学校の3年生、2年生、1年生のうち保護者が希望する者を対象に実施されました。実施期間については、学年により時期をずらして実施されており、実施方法は週1回法で、3年生は学校での一斉実施、2年生については家庭持ち帰り実施を経て学校実施、1年生については、家庭持ち帰り実施と学年によって段階的に実施をされています。実施人数につきましては、3年生が55人、2年生が68人、1年生が50人という結果でした。

令和5年度に引き続き、教職員、保護者への説明を、大津市歯科医師会及び大津市教育委員会で実施し、保護者が希望された児童を対象に実施をしました。1年生から3年生までを段階的に実施することで、教職員の経験や学校の体制づくりができたが、今後も安全な方法を検討しながら実施をしていくとのことです。

令和7年度の取り組みについては、学年が1つ上がり4年生、3年生、2年生、1年生を対象に実施しています。実施期間については学年より時期をずらして実施し、実施方法についても、4年生及び3年生は学年で一斉実施、2年生については少人数の実施を経て学年実施、1年生については家庭持ち帰り実施、少人数実施を経て、学年一斉実施と段階的に進めておられます。

次に、保育園、幼稚園での実施状況についてですが、令和6年度は大平保育園、石山幼稚園の5歳児クラスの園児のうち保護者が希望する者を対象に実施をしました。実施期間については、令和7年1月から2月のうち全5回実施をしました。実施方法については、家庭持ち帰り実施です。実施人数については、大平保育園が15人、石山幼稚園が11人という結果でした。

職員・保護者への説明を、大津市歯科医師会及び幼保支援課で実施し、希望者への家庭持ち帰り実施ができました。実施後アンケートにより、保護者のフッ化物洗口の認知度が低いということが判明したため、今後、フッ化物洗口の啓発チラシを4歳児の保護者にも配布するとともに、5歳児への持ち帰り実施を継続していく予定です。

令和7年度の取り組みについては、対象者は昨年度と同様で、実施期間は令和8年1月から2月のうち全5回。実施方法は、5歳児希望者への家庭持ち帰り実施と、4歳児への啓発チラシの配布を予定されています。

健康推進課からの報告は以上です。

会 長： 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

委 員： 集団特定健康診査の結果お返し会というのは、医療機関で特定健診を受診した人は対象外という理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい、集団健診を受けた方が対象となります。

委 員： では、医療機関で受診の方がそこに参加するのは難しいということですね。

事務局： 今のところはそうなります。

委員： フッ化物洗口についてですが、一週間ごとに5回取り組まれているということでしょうか。

事務局： 保育園・幼稚園では週一回法を5回実施しています。

委員： 5回実施すればある程度効果があるということで、実施回数を決定されているのでしょうか。

事務局： 本来、フッ化物洗口は継続することで効果が出てくるものですので、5回実施でどれだけの効果が得られるのかは定かではありませんが、小学校に上がった際にスムーズに実施できるよう前段階の練習期間として設けておられるのではないかと思います。

会長： 他に何かご意見、ご質問はありませんか。

委員： （意見なし）

(3) 長寿福祉課より

事務局： 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてと、フレイル予防事業についてそれぞれ歯科保健の関わりをご報告させていただきます。

まず、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてですが、大津市では、医療保険者である後期高齢者医療広域連合より事業を受託しまして、令和3年度から取り組んでおります。これは、令和2年度から 75 歳以上の高齢者に対する保健事業については、市町村が介護保険の地域支援事業などと一体的に実施することができるよう法改正されたことが背景としてあります。個人差の大きい高齢期に、一人一人に合った支援を行うため、国保データベースシステムに登録された、これまでの健診データや後期高齢者の質問票、レセプト情報などから、高齢者の健康状態を把握し、保健事業を実施しております。大きくはポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチで分かれております。

ポピュレーションアプローチにつきましては、健康いきいき講座、リハビリテーションセラピスト出前講座等、高齢者の通いの場に講師を派遣する出前講座を実施しており、それぞれの講座の中に、口腔機能のメニューも含んでおります。この講座内で後期高齢者の質問票をとり、参加者の健康状態を把握し、口腔機能の低下が疑われる方へは、その場での健康相談や、後日電話で歯科衛生士や保健師などが健康相談、保健指導を実施しております。参加者につきましては、年々増加傾向にあります。

次に、ハイリスクアプローチについてですが、口腔機能が低下している者に、歯科衛生士などが訪問し、オーラルフレイルやその他健康に関する問題を把握することで、高齢者の心身の状態に応じた支援を行い、口腔機能状態の維持・改善を図ることを目指して行っております。対象者は、75 歳以上の者であって、1つ目が令和5年度の後期高齢者歯科健康診査を受診した者の中で、健診結果が要指導・要治療要検査に該当したが、健診後に受診歴のない者。2つ目が通いの場で把握したハイリスク者。3つ目が令和6年度後期高齢者健康診査を受診した者で、質問票に

咀嚼機能・嚥下機能のいずれかに該当し、かつレセプト情報で過去1年間の歯科受診のない者をハイリスク者として対象としております。

事業内容としましては、これらの対象者に個別指導を行います。うち希望者につきましては、口腔機能低下予防プログラムを1クール3か月～6か月間に、月1回歯科衛生士や必要によって言語聴覚士による電話や訪問での指導を実施しております。

令和6年度の実施状況につきましては、保健指導の実施者数178名中、口腔機能低下予防プログラムに繋がった方は13名おられました。

令和7年度の実施状況についてですが、変更点としては、後期高齢者健康診査受診者で、口腔機能低下予防事業の対象となる方に対しましては、オーラルフレイルチェック票を送付し、その返信がない方には訪問で状況の聞き取りや保健指導を行っています。

続きまして、フレイル予防事業についてご報告いたします。

高齢期に入る65歳の早期段階からフレイル予防、健康な生活を送る意識づけを目的とし、介護予防のパンフレットと合わせて、市で実施している一般介護予防事業の周知を行います。また、この年齢の方に無料体験クーポンの配布を行い、幾つかメニューがある中の1つから選んで、体験していただいています。メニューの中に歯科口腔チェックが入っております。

令和7年度の実施状況につきまして、対象年齢が65歳から70歳に引き上げ無料体験クーポンの送付を行っております。メニューとしましては、あらたに体のゆがみと声による認知機能の測定を加え、全5項目のメニューで実施予定です。

長寿福祉課からの報告は以上となります。

会 長： 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

委 員： フレイル予防事業の今年度の対象者についてですが、65歳から70歳に引き上げた理由を教えてください。

事務局： 無料体験の利用率がかなり低い状況にあり、介護予防のため注目していただきたいメニューなのですが、65歳であると自分たちにはまだ早いという意識を持たれている方が多いのかもしれませんが。そのため、今年度より試験的に5歳上げて、70歳の方を対象にし、この事業の効果検証ができればと考えております。

会 長： 他に何かご意見、ご質問はありませんか。

委 員： （意見なし）

以上